

【参考】白井市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (報告の徴取) 第7条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号) <u>第22条の4第3項</u>の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、同条第8項に規定する公金事務の指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。 (略)	(略) (報告の徴取) 第7条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号) <u>第22条の5第3項</u>の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、同条第8項に規定する公金事務の指定公金事務取扱者(同条第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。)に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。 (略)